



公益財団法人 日本環境協会  
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.131 認定基準書

土木製品 Version1.23

分類 A.木材

制 定 日:2005年 1月15日  
最新改定日:2025年 4月 1日  
有 効 期 限:2031年 1月31日



## [目次]

1. 認定基準制定の目的 .....	1
2. 適用範囲 .....	1
3. 用語の定義 .....	1
4. 認定の基準と証明方法 .....	2
4-1. 環境に関する基準と証明方法 .....	2
4-2. 品質に関する基準と証明方法 .....	6
5. 配慮事項 .....	6
6. 商品区分、表示など .....	6

## エコマーク商品類型 No.131 認定基準書

### 土木製品 Version1.23

分類 A.木材

#### 1. 認定基準制定の目的

社会基盤の整備の一環として実施される土木・建設関連事業は、経済への波及効果が期待される半面、海洋、河川、陸地などの自然環境や生活環境に与える環境負荷も著しいことから、自然環境との調和や良好な生活環境の保全・形成、エネルギー効率向上による地球温暖化の防止など、「環境基本法」の理念に基づく新たな土木・建設関連事業が模索されている。

こうした環境保全に加え、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「循環型社会形成推進基本法」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」および「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に基づき、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進に努めることが土木・建設関連事業においても定められた。さらに、土木・建設事業者が環境負荷低減に向けて自主的に推進する取組みとして「建設業におけるグリーン調達ガイドライン」が平成 14 年に策定された。

我が国のマテリアルバランスのうち、土木・建設関連事業に起因する割合は、新たに投入される資源の約 4 割(平成 14 年版 循環型経済白書、平成 13 年度主要建設資材需要見通し)、産業廃棄物中の約 2 割、最終処分場搬入の約 4 割(平成 14 年版 環境白書)がそれぞれ占めることから、土木・建設関連事業におけるリデュース、リユースおよびリサイクルを進めていくことは、循環型社会を形成していく上で大きな効果が期待される。

土木・建設関連事業により環境要素に与える負荷は、その実施場所、工法、使用する資材の種類など多くの影響要因によって異なる。これらの影響要因のひとつである土木資材をエコマークの対象とすることにより、環境負荷の軽減が可能であることから、新たな製品に関するエコマーク認定基準を制定し、既認定商品との整理統合により「土木製品」として定めるものである。

新たな認定基準は、従来から推奨してきた再生材料の使用による新材消費や廃棄物発生の抑制に加えて、有害化学物質の使用削減、省エネルギー、生態系への影響などにも配慮し、土木製品の特徴ともいえる施工や長期間の使用による環境負荷を低減するとともに、二次的な自然環境の創生により自然との共生を目指す。また、評価にはライフサイクルの概念を導入し、土木製品として施工時のライフステージを考慮し、より具体的な環境負荷項目の選定に努めた。

#### 2. 適用範囲

木製タイル・ブロック、木質舗装材

#### 3. 用語の定義

リサイクル	マテリアルリサイクルをいう。エネルギー回収(サーマルリサイクル)は含まない。
再生材料	プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料またはそれらの混合

	物。ただし、本商品類型は、間伐材、低位利用木材、産業活動に伴い発生するスラグなどを再生材料に含めることとする。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、原料として同一の工程(工場)内でリサイクルされるものは除く。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。
木材に関する用語	
再・未利用木材	以下に定義する間伐材、廃木材、建設発生木材および低位利用木材をいう。
間伐材	林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業により生産される木材。
廃木材	使用済みの木材(使用済み梱包材など)、木材加工工場などから発生する残材(合板・製材工場などから発生する端材、製紙未利用低質チップなど)、剪定した枝、樹皮などの木材および木質材料。
建設発生木材	建築物解体工事、新築・増築工事、修繕模様替え、その他工作物に関する工事などの建設工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料。
低位利用木材	林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材。また、竹林で産出される環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹も含む。 なお、小径材については、末口径 14cm 未満の木材とし、以下の a.あるいは b.に該当する場合は、中立的な第三者あるいは公的機関によって、持続可能な管理がなされている森林であることの認証を受けているものとする。 a. 天然生林から産出された丸太から得られる小径材 b. 人工林において皆伐、群状拓伐および帯状拓伐によって産出された丸太から得られる小径材
廃植物繊維	もみがらなどの農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣、および麻袋などの使用済み梱包材など。
木質部	木の実質(植物繊維も含む)。

#### 4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書および関連書類を提出すること。

##### 4-1. 環境に関する基準と証明方法

(1) 申込製品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

##### 【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、

申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去5年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下のa.およびb.の書類を提出すること。

a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)

b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)~5)の資料(記録文書の写し等)

1)工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧

2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)

3)記録文書の保管について定めたもの

4)再発防止策(今後の予防策)

5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

- (2) 建設発生木材のうち、建築解体木材(建築物解体工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料)を原料として使用する製品にあつては、防腐・防蟻・防虫処理が施された材を分別・排除して使用すること。木材中の有害物質の含有量について、土壌汚染対策法施行規則(平成14年、環境省令第29号)別表第五に挙げられた特定有害物質のうち六価クロムおよび砒素の含有量基準を満たすこと。

**【証明方法】**

原料に建築解体木材を使用する場合は、建築解体木材を分別していることの証明書(作業マニュアル、工程フローなど)を提出すること。また、第三者試験機関または自社などにより実施された試験結果を提出すること。

- (3) 使用する木材保存剤は、(公社)日本木材保存協会の認定を受けていること。

**【証明方法】**

木材保存剤の使用を付属証明書へ具体的に説明記述すること。木材保存剤を使用している場合、薬剤使用理由および薬剤が(公社)日本木材保存協会にて認定を受けていることの証明書を提出すること。

- (4) 原料に紙材(バージンパルプ)および木材を使用した場合は、原料の原木は伐採に当たって、原木の生産された国または地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材には本項目は適用しない。

**【証明方法】**

林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に従って合法性を確認\*した材料が、申込者、もしくは原料事業者により分別管理され、申込製品に供給されていることの証明書を提出すること。あわせて、前記証明書を発行する申込者、も

しくは原料事業者は、以下のいずれかの証明書を提出すること。

- ① CoC(Chain of Custody)認証制度により、事業者として認証を受けていることの証明書
- ② 事業者認定(関係団体の定める管理規範に従って、合法性の証明された木材・木材製品の供給に取り組む当該団体の構成員について、その取組が適切である旨の認定等)を受けていることの証明書
- ③ 合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法(合法性を確認した木材のみを扱っている場合はその方法。以下同様。)、証明書の一定期間の保管などを定めた管理規範

なお、上記のうち②③を選択して提出する場合、前記証明書を発行する申込者、もしくは原料事業者は、②にあつては関係団体の定める管理規範を、③にあつては合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法、証明書の一定期間の保管などに関する管理規範を定め、これをウェブサイトなどにより公表しなければならない。

\* 最低限、当該木材・木材製品の合法性が証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを記載した直近の納入先が発行する証明書を、確認していること。

- (5) プラスチック添加物は、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度などに従うこと。プラスチックは、重金属など有害物質の溶出について、土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第四に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレンについて溶出量基準に適合すること。なお、土壤汚染対策法施行規則の基準に代えて、ISO 8124-3 に定める有害物質の基準に適合することでもよい。難燃剤を使用する場合には、ポリブロモビフェニル(PBB)、ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)および短鎖塩素化パラフィン(鎖状C数が 10-13、含有塩素濃度が 50%以上)を処方構成成分として添加していないこと。また、鉛(Pb)系化合物、カドミウム(Cd)系化合物、トリブチルスズ化合物(TBT)、トリフェニルスズ化合物(TPT)、ジブチルスズ化合物(DBT)、ジフェニルスズ化合物(DFT)、モノフェニルスズ化合物(MFT)を処方構成成分として添加していないこと。

#### 【証明方法】

プラスチック樹脂(再生プラスチック含む)およびプラスチック添加物が有害物質の要件を満たすことについて、原材料供給者による証明、または第三者試験機関により実施された試験結果の証明書類を提出すること。ただし、すべての原材料について、該当する化学物質を処方構成成分として添加していない場合、その化学物質については、原材料供給者および申込者による、添加していないことの証明ができる書類でも可とする。

- (6) プラスチックは、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを使用している製品に該当する場合は、使用済み製品のプラスチック部分の 70%以上が回収されること。さらに、回収されたプラスチック部分の 70%以上が、マテリアルリサイクルされること。ただし、ハロゲンを含むプラスチックを使用した製品であっても、使用期間が平均して 20 年以上の製品については本項目を適用しない。

**【証明方法】**

申込商品が本基準項目に該当するかどうかを付属証明書に記載し、該当する場合は、廃棄時に回収とリサイクルまたは 20 年以上の継続使用が確実に行われることを証明した文書を提出すること。なお、使用契約締結後、事務局より申込者に回収率の報告を求める（または監査を行う）ことがあり、申込者はそれに協力しなければならない。

- (7) 木質部の原料は、再・未利用木材および廃植物繊維の配合率が 100 質量%であること。  
(注)質量%は、気乾状態\*<sup>1</sup> または製品を 20±2℃、湿度 65%±5%で恒量\*<sup>2</sup> に達した時点での製品または各材料の質量比率を指す。

\*<sup>1</sup>: 通風のよい室内に 7 日間以上放置したものをいう。

\*<sup>2</sup>: 24 時間毎の質量を測定し、その変化率が 0.1%以下になったものをいう。

**【証明方法】**

原料事業者の発行する、原料が再・未利用木材であることの証明書を提出すること。また、使用した再生材料の種類、再生材料とそれ以外の材料の配合率、管理方法を製品重量証明書に記載すること。

間伐材および低位利用木材については、**別表 3**に規定する証明を提出すること。

- (8) 再・未利用木材および廃植物繊維以外の材料を組み合わせ使用する製品は、木質部が、付加された材料を含む製品全体の 70 質量%以上であること。

**【証明方法】**

申込者は、製品総質量、木質部および木質部以外の材料質量をそれぞれ明記し、木質部および木質部以外の材料が製品に占める割合（質量割合）を明記すること。木質部が製品全体の 70%以上である証明をすること。ただし、表面に塗布するためのニス、接着剤などの木材および木質材料以外で製品の機能上必要な消耗部材は、製品全体の質量から除く。

- (9) 製品に塗料が使用されている場合は、エコマーク商品類型 No.126「塗料 Version2」以降の基準を満たしていること。

**【証明方法】**

エコマーク商品類型 No.126「塗料 Version2」以降の「認定基準の適合の証明方法」における証明方法に従うこと。ただし、エコマーク認定の塗料を使用する場合は、当該塗料の「商品名」および「認定番号」を付属証明書に記載することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

- (10) 製品の包装はリサイクル容易性に配慮されていること。包装に使用されるプラスチック材料は、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを使用していないこと。

**【証明方法】**

製品の梱包状態および使用梱包材などを付属証明書に具体的に記載すること（図、写真などを用いて補足してよい）。また、包装に使用されるプラスチック材料について、ポリマー

骨格にハロゲンを含むプラスチックの使用の有無を付属証明書に記載すること。

#### 4-2.品質に関する基準と証明方法

(11)品質については、日本産業規格、日本農林規格またはこれに準ずる品質基準のある製品にあっては、該当規格に適合していること。それ以外の製品にあっては、日本産業規格などに測定方法が定められている項目について、類似する日本産業規格などの基準に適合していること。

##### 【証明方法】

該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。

#### 5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。

(1)申込製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること(複数型式を一括して申込み場合は代表型式による算定でも可とする)。定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 および ISO 14044)または経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものであることを説明できること。なお、定量的環境情報を開示する媒体(算定報告書等のURL)をエコマークウェブサイトの商品情報として公開する。

#### 6.商品区分、表示など

(1)商品区分は、2.適用範囲の「対象名」毎およびブランド名毎とする。製品の大小および色調による区分は行わない。

(2)「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)の特定調達品目に該当する製品は、エコマーク事務局のウェブサイトにおいて、判断の基準への適合状況を公表する。

(3)原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- \* ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- \* 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。  
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- \* 環境省「環境表示ガイドライン([https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/eco\\_label/guideline/](https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/eco_label/guideline/))」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- \* その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。  
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

---

[発行] 公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局

<https://www.ecomark.jp/nintei/131.html>   ✉ [sinsei@ecomark.jp](mailto:sinsei@ecomark.jp)

[制改定履歴]

2005年 1月15日	制定(Version1.0)
2005年 2月23日	改定(4-1-3.L(75)、(76)、環境情報表示)
2005年 5月13日	改定(4-1-3.(35)、(94)、5-1-3.(73)、環境情報表示)
2005年 9月 8日	改定(用語の定義)
2006年 4月28日	改定(用語の定義、環境に関する基準、別表1、別表4など)
2006年10月19日	改定(環境に関する基準、別表1、別表4など)
2007年 2月 9日	改定(環境に関する基準、品質に関する基準、別表4など)
2007年 4月13日	改定(環境に関する基準、品質に関する基準、別表1など)
2007年10月 5日	改定(環境に関する基準、別表4など、有効期限の延長)
2008年 2月14日	改定(環境に関する基準、別表4など、有効期限の延長)
2008年 6月 9日	改定(環境に関する基準、別表1など)
2008年 8月21日	改定(環境に関する基準、別表1など)
2009年 5月 1日	改定(用語の定義、環境に関する基準、別表1、解説)
2009年11月 4日	改定(用語の定義、環境に関する基準、品質に関する基準)
2011年 3月 1日	改定(マーク表示)
2012年 6月15日	改定(難燃剤、抗菌剤、5.(2)(3)削除)
2013年 2月 1日	改定(環境に関する基準、別表1、基準書の分割)
2014年 2月 1日	改定(有効期限延長)
2014年12月 1日	改定(適用範囲、分類F環境に関する基準)
2018年 3月 1日	改定(4-1-2.(4)追加)
2018年 8月10日	改定(4-1-3.(12)、5.(2)(3)追加)
2019年 1月 7日	改定(有効期限延長)
2019年 4月 1日	改定(マーク表示について)
2022年 4月 1日	改定(分類E、J対象品目の追加)
2023年 2月 1日	改定(用語の定義、バイオマスプラスチック、プラスチック添加剤、ハロゲンに関する基準)
2024年 3月15日	改定(有効期限延長)
2025年 1月 1日	改定(分類D・E・F・J対象品目の追加、染料顔料に関する基準)
2025年 4月 1日	改定(5.(1)追加 Version1.23)
2031年 1月31日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

**別表 2**（本分類では参照されないため省略）

**別表 3** 間伐材及び低位利用木材に関する基準及び証明事項

原料に間伐材を使用する場合は、産地、樹種、数量、植栽年を記載した産地証明書と対象となる林分の写真（間伐が行われたことがわかるもの）を提出すること。間伐率や何回目の間伐かといった情報もできる限り報告すること。

原料に低位利用木材を使用する場合は、以下について記載した証明書を提出すること。

- ・森林の種類（天然生林、人工林）、産地、樹種。人工林の場合は、植栽年についても記載すること。
- ・どのような状況（病虫獣害・災害を受けた、曲がり材あるいは小径材であるなど）で産出された木材であるか。小径材については、施業方法、末口径などを報告すること。

低位利用木材のうち小径材を使用する場合で、以下の a あるいは b に該当する場合については、下表に示す第三者による持続可能な森林であることの認証を受けたことを証明する書類をあわせて提出すること。

- a. 天然生林から産出された丸太から得られる小径材
- b. 人工林において皆伐、群状拓伐および帯状拓伐によって産出された丸太から得られる小径材

表 森林認証に関する要求事項

認証の基準について	<ul style="list-style-type: none"><li>・経済的、生態学的かつ社会的利益のバランスを保ち、アジェンダ 21 および森林原則声明に同意し、関連する国際協定や条約を順守したものであること。</li><li>・確実な要求事項を含み、持続可能な森林にむけて促進し方向付けられているものであること。</li><li>・全国的あるいは国際的に認知されたものであり、また生態学的、経済的かつ社会的な利害関係者が参加可能な開かれたプロセスの一部として推奨されていること。</li></ul>
認証システムについて	<ul style="list-style-type: none"><li>・認証システムは、透明性が高く、幅広く全国的あるいは国際的な信頼性を保ち、要求事項を検証することが可能であること。</li></ul>
認証組織・団体について	<ul style="list-style-type: none"><li>・公平で信頼性が高いものであること。要求事項が満たされていることを検証することが可能で、その結果について伝え、効果的に要求事項を実行することが可能なものであること。</li></ul>

低位利用木材のうち、原料に竹を使用する場合は、以下について記載した証明書と竹林の周辺の写真または地図を提出すること。

- ・竹の種類、産地、周辺の状況、環境保全上の適切な維持管理のための伐採であることの説明、管理計画、数量。